

2014年8月12日

各位

会社名 朝日インテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮田 昌彦  
(東証第二部・名証第二部 コード番号: 7747)  
問合せ先 経営戦略室長 伊藤 瑞穂  
(TEL 052-768-1211)

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2014年8月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

#### 記

##### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

新中期経営計画「Global Expansion 2018」の達成及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び志気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定める通り、当社の中期経営計画において、あらかじめ定める業績目標を達成した場合、かつ株価が一定の値を維持した場合にのみ、権利行使を可能とするものであり、新株予約権の対象となる当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社の取締役・従業員が業績目標及び株価に対して一定のコミットメントを負う内容となっております。

なお、今回の新株予約権の発行は、2014年6月30日現在の発行済株式数の1.6%未満であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

5,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 500,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、2,500円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、東京証券取引所における前日の当社株価の終値4,090円/株、株価変動性80.16%、配当利回り0.83%、無リスク利子率0.272%や本新株予約権の発行要項に定めた条件（行使価額4,090円/株、満期までの期間 7 年、下記 3. (6) の業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(2,500円/個)を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 4,090 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とし、2016年9月13日～2021年9月12日（但し、2021年9月12日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が新中期経営計画「Global Expansion 2018」に掲げる業績目標（下記イ.参照）に準じて設定された下記ロ.に掲げる条件を達成した場合にのみ、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、

それぞれ定められた割合の個数を上記 3. (3)の期間において行使することができる。

また、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

イ. 当社新中期経営計画「Global Expansion 2018」に掲げる営業利益の計画数値

1) 2015年6月期 営業利益 6,908百万円

2) 2016年6月期 営業利益 8,551百万円

ロ. 本新株予約権の行使に際して定められる条件

(a) 2015年6月期の営業利益が6,908百万円を達成していること

(b) 2016年6月期の営業利益が8,551百万円を達成していること

ただし、割当日から2年間においての当社株式の株価終値が一度でも権利行使価格の50%以下になった場合には、一切の行使は認められない。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう）の取締役、監査役、外部協力者（顧問）、従業員の地位にあることを要する。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2014年9月12日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本

新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2014年9月30日

9. 申込期日

2014年9月4日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	9名	1,800個
外部協力者(顧問)	2名	200個
当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員	205名	3,000個

III. 割当先の選定理由など

1. 割当先の概要など

(1) 割当予定先の概要

氏名	外部協力者(顧問) 2名
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社の業務の受託(顧問契約)

(2) 当社と割当予定先との関係

出資関係	外部協力者(顧問)2名のうち1名は、当社普通株式16,000株を保有しております。
人事関係	当社の外部協力者(顧問)です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	外部協力者(顧問)2名は、当社と技術顧問契約の取引関係があります。

(注1) 外部協力者(顧問)につきましては、当社の研究開発に関わる技術顧問契約先となります。当社は研究開発型企業であり、よって技術顧問契約先の内容を開示することは、当社にとって業務上支障をきたすため、具体的な氏名につきましては、非開示とさせて頂いております。

(注2) なお、当社は、割当先の外部協力者(顧問)2名が、反社会的勢力ではないとともに、それらの勢力と一切関係がないことにつきまして、日経テレコンを利用し過去の新聞記事検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索するなどの調査をした結果、外部協力者(顧問)2名と反社会的勢力等との関係について、疑わせる結果はありませんでした。

また、東京証券取引所に対しては「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がない

ことを示す確認書」を提出しております。

2. 割当ようとする新株予約権の数

外部協力者(顧問)	2名	200個
-----------	----	------

3. 割当先を選定した理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員の一層の意欲及び志気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。外部協力者(顧問)には、当社と技術顧問契約の取引関係があり、外部協力者(顧問)2名のモチベーションの更なる向上を目的として割当予定先を選定いたしました。

4. 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当先である外部協力者(顧問)につきましては、2014年8月12日に金融機関の預金通帳の写しを入手し、払込に関して問題ないと判断しております。

以上